

令和6年度（2024年度） 福祉用具専門相談員指定講習会

福祉用具専門相談員とは、医療や介護・福祉に関して幅広い専門知識を身に付けた福祉用具のプロフェッショナルアドバイザーです。常に最新の情報を持ち、高いコミュニケーション能力でお客様の病状や障がいの度合いを見極め、適切な福祉用具の選定や使用方法などのアドバイスを行います。またご利用者と介助者の両方の立場を理解し、その双方に対応する重要な職種です。

受講しやすいポイント

Point 1. 仕事をしながらでも通いやすい！

平日お仕事の方でも通いやすい**日曜日コース**を2本開催しています。

Point 2. 研修費用を補助制度で安く受講！

教育訓練給付金制度を利用すれば、**最大40%**が戻ってくる！！

（その他にも、**各種割引制度**があります。）

受講日数は7日間

厚生労働大臣指定 介護福祉士養成施設

福井県医療福祉専門学校



募集要項

研 修 名 : 福井県医療福祉専門学校 福祉用具専門相談員指定講習会

受講期間 : 7日間(50時間)

定 員 : 10名(お申込者数が少ない場合は中止となる場合がございます)

受講資格 : 16歳以上で、福祉用具や介護に関する知識を深めたい方。
学歴不問。福祉用具関連業務や介護業務の経験がない方でも受講できます。

受 講 料 : **48,000円(テキスト・消費税込)**

途中で退校された場合でも受講料の返金はありませんので、あらかじめご了承ください。

受講の流れ

ハローワークでの手続き
(受講前)

- ・教育訓練給付金制度(特定一般)の対象講座です。利用する方は、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードと必要書類を揃えた上で開講日の1か月前までにハローワークで手続きを行なってください。

受講申込み

- ・申込書に必要事項をご記入の上、身分証明書の写しを添えてご郵送(FAXでも可)またはご持参いただき、受講料を指定する期限までにお振込ください。

スクーリング

- ・初日にオリエンテーションを行います。
テキスト配布、スクーリングの注意点などをご理解いただきます。
- ・福祉用具専門相談員として、適切な福祉用具の選定や使用方法のアドバイスができるように、医療や介護・福祉の知識や技術を学びます。

修了認定

- ・指定全科目を履修し、認定試験に合格された方に修了証を交付いたします。未履修科目がある場合は、次回以降のコースで振替授業を受講後、修了認定試験に合格する必要があります。

ハローワークでの手続き
(受講前)

- ・給付金制度を利用する方は、受講修了日の翌日から1か月以内にハローワークに必要書類を提出してください。審査の後、指定口座に給付金が振り込まれます。
(給付を受けると、その後改めて要件を満たすまで当該制度を利用することはできません。)

コース一覧および開講スケジュール

9:00～18:00の講座です（初日のみ8:40～オリエンテーションを行います）

*7月コース 申込締切 7/5(金)

	1日目 (オリエンテーション)	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
7月(日) コース (令和6年)	7/21(日)	7/28(日)	8/4(日)	8/18(日)	8/25(日)	9/1(日)	9/8(日)

*2月コース 申込締切 1/17(金)

	1日目 (オリエンテーション)	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
2月(日) コース (令和7年)	2/2(日)	2/9(日)	2/16(日)	2/23(日)	3/2(日)	3/9(日)	3/16(日)

校舎・お申込み・お問い合わせの先のご案内

会場：福井県医療福祉専門学校 成和校舎

〒918-8239

福井市成和 1 丁目 2233

Fujii ビルディング 3～4F（無料P完備）

TEL：0776-25-3161

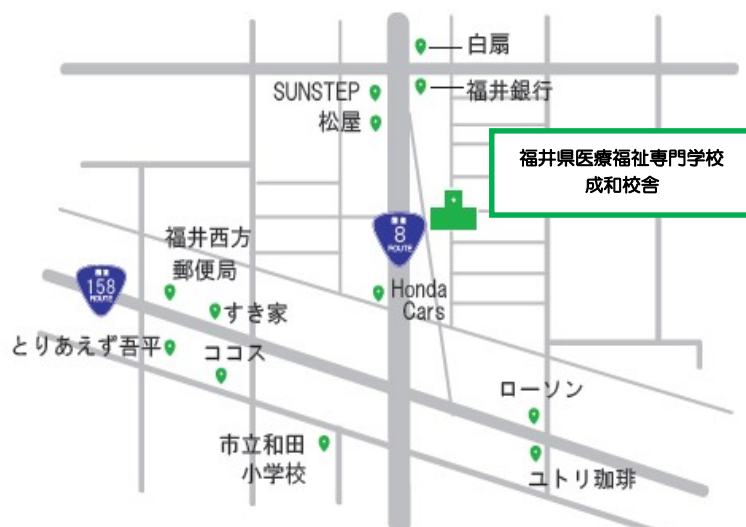
FAX：0776-25-3162

京福バス 上北野・問屋団地線

「土木事務所前」下車徒歩1分

すまいるバス 城東・日之出方面

「城東4丁目」下車徒歩1分



※成和校舎が不在の場合は高木校舎までお問い合わせください

福井県医療福祉専門学校 高木校舎

〒910-0804 福井市高木中央 3 丁目 2018

TEL：0776-52-5530

FAX：0776-52-5531

URL：<http://fmw.ac.jp>



受講にあたっての注意事項

最終日の修了認定試験は、指定科目全科目の履修が条件となります。指定科目を欠席された場合は、次回以降開催のコースで欠席した科目を受講後、修了試験に合格する必要があります（追加料金は発生しません）。なお、個別での振替授業は行いません。

厚生労働省 教育訓練給付金制度について

本校が開講する福祉用具専門相談員指定講習会は、厚生労働省が支援する教育訓練給付金制度（特定一般）の対象講座です。一定の要件を満たしている方は、講座修了後にご本人様の住所を管轄するハローワークに申請すると受講料の40%が還付されます（ただし、ご本人様が受講料を負担した場合に限ります）。要件の詳しい内容については、ハローワークにご確認ください。

① 事前手続き

教育訓練給付金（特定一般）を利用する方は、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードと必要書類を揃えた上で受講開始日1か月前までにハローワークで手続きを行なってください。

② 申請方法

受講修了時に配布するリーフレットをご確認の上、受講修了日の翌日から1か月以内にご本人様の住所を管轄するハローワークに必要書類を提出してください。

③ ハローワークが内容確認および審査を行った後に、ご本人様の指定口座に給付金が振り込まれます。

※給付を受けた方は、その後改めて上記要件を満たすまで当該制度を利用することができません。

厚生労働省 教育訓練給付金制度の指定番号について

講座の名称	指定番号
福祉用具専門相談員指定講習会	1820022-2010023-0

割引制度について

◎ 本校講座修了者割引【3,000円割引】

本校が開催した講座を修了された方。

◎ 紹介割引【3,000円割引】

本校が開催した講座を修了された方もしくは受講中の方から紹介を受けた方。

◎ 施設紹介割引【3,000円割引】

介護施設・介護事業所・介護関連企業から紹介を受けた方。

◎ 学生割引【3,000円割引】

高校・大学・大学院・専門学校の学生の方。

◎ グループ割引【3,000円/人割引】

同一コースに2名以上でお申込みの方。

※ 受講申込書の下部にある「割引」欄内の該当部分にチェックを入れ、必要事項を添付/記入/押印ください。

※ 割引の併用はできません。

福井県医療福祉専門学校・講座規約

【大切なご案内です。必ずお読みください】

福祉用具専門相談員指定講習会 ： 講 座 規 定

1. 受講取り消し(解約)について

- 授業開始後の解約については、理由の如何を問わず受講料の返金は致しません。

2. 施設実習について

- 授業態度により、実習前に個別面談を行う場合があります。
- 施設実習については、各施設で定められた規則を守り、担当者の指示に従い、真面目かつ意欲的に臨んで下さい。
- やむを得ない理由でない限り、実習を欠席または遅刻することは厳禁です。
- 施設での実習態度に問題があり、指導困難と判断された場合は実習停止となり、停止理由によっては受講中止もあり得ます。
※受講中止の場合、受講料は返金いたしません。
- 実習生が、実習施設での実習中、またはその行き帰りにおいて事故・盗難にあった場合は、実習施設および本校へ責任を問うことはできません。

3. 守秘義務

- 実習中に知り得た施設および利用者の個人的な情報については、一切漏らさず、秘密を守らなければなりません。

4. 受講中止の場合について

- 以下に該当する受講生に対しては、受講中止を言い渡す場合があります。
 - ① 受講態度が非常に悪く、授業進行の妨げになると判断された受講生。
 - ② 欠席日数および提出物に不備が多く、受講が困難と判断された受講生。
 - ③ 病気・けが・妊娠等で、受講の継続が困難と判断された受講生。
＜③の場合は、移籍による再受講ができます。（医師の診断書が必要）＞
 - ④ 健康診断の結果で、実習が困難と判断された受講生。
 - ⑤ 受講内容が理解できず、講座の終了が困難と判断された受講生。
- ※上記による受講中止の場合、受講料は返金致しません。（④、⑤の場合を除く）